

「食品表示一元化検討会 中間論点整理に関する意見交換会」の概要

(複数の発言者からあった意見については、「◎」を記載)

【論点 1 (目的について)】

(考え方 1-1 を支持、又はそれに近いもの)

◎既存の三法の目的を含めるべき。

- ・義務表示は「公正な取引」及び「衛生上の危害防止」の観点を第一義的とし、その他の観点については第二義的に扱うべき。

(考え方 1-2 を支持、又はそれに近いもの)

- ・消費者の合理的な商品選択に資することを基本的な目的とすること。

(その他の意見)

◎目的に「消費者の権利」(消費者の知る権利、選択する権利、安全を求める権利等)を明記すべき。

◎景品表示法、計量法等、三法以外の食品に関する法律も含めて体系的に整理し、新たな法律のあり方を検討すべき。

- ・消費者にとっても事業者にとってもわかりやすい表示であること、監視執行体制も一元化することを勘案して目的を制定する必要がある。

【論点 2-1 (表示事項について)】

[義務表示事項について]

(考え方 2-1-1 を支持、又はそれに近いもの)

- ・義務表示事項を絞り込み、消費者にとって見やすく分かりやすい、かつ、事業者にとっても作成しやすい表示であることを求める。

◎義務表示事項は一般的事項や健康危害に関連する事項(又は、『「公正な取引」及び「衛生上の危害防止」に真に関わる事項』)に限定し、それ以外の事項は任意表示とすべき。

(考え方 2-1-2 を支持、又はそれに近いもの)

- ・現行表示制度の現状を検証した上で、真に消費者が必要とする表示事項を検討すべきである。

(考え方 2-1-3 を支持、又はそれに近いもの)

◎現在の義務表示事項を最低限維持し、安全面や品質面、さらに消費者に関心の高い事項について追加すべき。

[任意表示事項について]

(考え方 2-1-4 を支持、又はそれに近いもの)

- ・考え方 2-1-4 を支持する。
- ・任意の表示事項に対する推奨措置を勘案する必要がある。

- ・任意表示事項については、消費者に有利又は優良誤認を与えない観点から、公正競争規約等による業界の自主的基準の設定が必要と考える。

(考え方2-1-5を支持、又はそれに近いもの)

- ・任意表示事項についても、表示する場合には一定の基準を定めて、消費者に分かりやすいものとするべき。
- ・冠表示や強調表示については、現行ルールを見直し、任意表示については使用する場のルール化を図るべき。

(その他の意見)

- ・罰則を伴う義務表示事項は中小企業でも実行可能性を担保できるのか、十分に検証する必要がある。
- ・国際規格との整合性を勘案すべき。
- ・「ネーミング」(商品名等の任意表示)についても、制度の対象として位置づけ、規制すべき。

【論点2-2 (分かりやすい表示について)】

(考え方2-2-1を支持、又はそれに近いもの)

- ・用語の定義の統一を図り、表示を作成する際に、様々な確認をしなくとも事業者が間違えないような「作成しやすい表示」であることを勘案すべき。

(考え方2-2-2を支持、又はそれに近いもの)

- ◎食品表示をわかりやすくするためには、表示事項を必要最小限に絞り込んで簡素化し、文字を大きくすべき。
- ◎わかりやすい食品表示を目指すためには、現行の表示内容を検証し、真に消費者が必要とする表示の優先度に配慮した見直しが必要である。

(考え方2-2-4を支持、又はそれに近いもの)

- ◎容器包装以外の表示媒体(WE BサイトやQRコード)の活用については、それらの手段に対応できない消費者や事業者が多数存在する現状において、義務表示事項の手段として採用することは適切でない。

(その他の意見)

- ・表示の簡素化は今以上に表示をわかりにくくするものであり、反対。
- ・表示スペースは、宣伝のための文字やイラストを小さくすることにより確保すべき。

【論点3 (適用範囲について)】

(考え方3-1を支持、又はそれに近いもの)

- ◎考え方3-1を支持する。
- ◎食品小売、外食等食品産業には多数の中小零細事業者がおり、表示の実行性と真正性の確保の観点から表示を義務付けることは困難。

- ・外食事業者が新たな表示を行う場合は、フードチェーンを通じた対策が必要になる等、外食事業者だけの努力では解決できない課題も多い。

(考え方3-2を支持、又はそれに近いもの)

- ・レストラン等でのメニュー表示の義務化を進めるべき。
- ・外食や量り売りで販売される食品についても、表示されるよう工夫されるべき。

(考え方3-3-Cを支持、又はそれに近いもの)

- ・量り売りの食品や外食にもアレルギー表示の義務化すべき。

(その他の意見)

- ・適用範囲の拡大については、検討の対象となる業態における実行可能性等について、業界関係者、学識経験者等を交えて十分に議論する必要がある。

【論点4（加工食品の原料原産地表示について）】

(考え方4-1を支持、又はそれに近いもの)

- ◎考え方4-1を支持する。

(考え方4-2を支持、又はそれに近いもの)

- ・原料原産地表示の拡大は、義務付けではなく、事業者の自主的取組を推奨する方向で行うことが適切。

(考え方4-3を支持、又はそれに近いもの)

- ◎原則として全ての加工食品に原料原産地表示の表示義務を課すべき。

(考え方4-4を支持、又はそれに近いもの)

- ・原料原産地表示は増やすべきではない。
- ・原料原産地表示制度の存在意義に疑問を感じる。

(その他の意見)

- ◎原料原産地の表示義務を輸入品には課さずに国内製造品のみに課すことは、国内の食品加工産業の空洞化を誘引するものとする。

- ・表示事項を拡大する場合、それに伴うコストは消費者も負担するという国民的な合意が必要。

- ◎加工食品の多くは、複数の産地から原料を調達しつつ、調達先を頻繁に変更していること等から、原料原産地表示への対応は困難。

【論点5（栄養表示について）】

[栄養表示の義務化について]

(考え方5-1-1を支持、又はそれに近いもの)

- ・栄養表示はトランス脂肪酸も含めて義務化すべき。

(考え方5-1-2を支持、又はそれに近いもの)

- ◎仮に義務化するのであれば、中小・零細事業者は除外規定を設けてほしい。

(考え方5-1-3を支持、又はそれに近いもの)

◎考え方5-1-3を支持する。

◎現行の制度を維持すべき。

(その他の意見)

- ・商品の個包装が進み、表示スペースが無く、義務化されても対応困難。
- ・そもそも食生活の改善と健康増進は、消費者自身が日常食生活の中で管理するものであり、零細事業者にまで過大な負担をかけて栄養表示の義務を課すことによって解決するものではない。
- ・栄養成分のような、誤差が生じる事項を表示義務化することは不適切。
- ・義務化するのであれば、2～3年程度の十分な準備期間を設けるべき。
- ・栄養成分値の表示の義務化のためには、業者間取引にも栄養成分の表示義務化を進めてほしい。

[対象となる栄養成分について]

(考え方5-2-2を支持、又はそれに近いもの)

◎栄養表示は、エネルギー、食塩相当量の2成分を必須とし、それ以外の成分は任意表示とすべき。

(その他の意見)

- ・表示成分は、ナトリウムから食塩相当量に変更することが望ましい。
- ・ナトリウム表記でも食塩相当量表記でもどちらの表記でも認めてほしい。
- ・栄養成分の表示順番は今まで通りとしてほしい。

[表示値の認定について]

(考え方5-3-1を支持、又はそれに近いもの)

◎考え方5-3-1を支持する。

- ・計算値表記について、柔軟な対応を求める。

(考え方5-3-2を支持、又はそれに近いもの)

- ・考え方5-3-2を支持する。
- ・規定値の幅について、柔軟な対応を求める。

(考え方5-3-3を支持、又はそれに近いもの)

- ・考え方5-3-3を支持する。
- ・規定値の幅について、柔軟な対応を求める。

(考え方5-3-4を支持、又はそれに近いもの)

- ・考え方5-3-4を支持する。
- ・幅表示の継続について、柔軟な対応を求める。

(その他の意見)

◎栄養成分値は、原材料の種類、産年等によって異なってくるため、正確性を担保する

ことが極めて困難。

◎栄養成分の計算の根拠となる情報を提供し、迅速・簡便に成分値を計算できるようにしてほしい。

【栄養表示に関するその他の意見】

- ・栄養表示はわかりやすく、栄養成分量とその一日所要量中での割合を表示させること。
- ・容器包装以外の表示媒体の活用も認める等、柔軟な対応を求める。
- ・外食のメニューに、主食（ご飯等）の量、たんぱく質の供給源となる食品（肉、魚等）の量、食塩の含有量を表示してほしい。

【論点に対応しないその他の意見】

（執行体制について）

- ◎法の執行体制も併せて議論されるべき。
- ◎法令だけでなく、監視・執行体制（問い合わせ窓口を含む）も統一すべき。

（罰則について）

- ◎一元化に併せて罰則を強化すべき

（個別の表示事項について）

- ◎アレルギー表示を厳格化すること。
- ◎原則として全ての遺伝子組換え食品に表示義務を課すこと。
- ◎遺伝子組換え飼料についても表示すべき。
 - ・遺伝子組換え飼料を用いて飼育した畜産物、養殖魚及びその加工品にも表示すべき。
 - ・食品の原材料を添加物等と別の項目に分けて記載する。
- ◎食品添加物の表示は、食品に残存する全ての添加物について、物質名及び用途名を併記して記載すること。
 - ・製造所固有記号の制度を廃止し、実際の所在地を明記すること。
- ◎期限表示に製造年月日を併記すること。
 - ・放射線照射食品の表示を厳格化すること。
- ◎食品中の放射性物質の検査結果を表示させること。
 - ・酒類の表示やアルコール含有量表示を追加するべき。
- ◎食品中の特徴的原材料、重要原材料等について、水も含めて割合表示すること。

（その他）

- ◎意見が反映される権利として、異議を申し立てる権利も必要。
- ◎一元化する必要性を十分検討し、明らかにすべき。
 - ・行政は、消費者が食品表示の内容を正しく理解して活用できるよう、消費者啓発を最優先課題として取り組むべき。
 - ・6月というスケジュールにこだわらず、慎重に十分な議論がなされ、消費者、事業者双方が納得できるとりまとめとなるよう配慮されたい。